

## ■第16回さいたま市総合振興計画推進本部会議 議事概要

【日 時】 令和5年11月6日（月） 午前11時10分～午前11時25分

【場 所】 政策会議室  
※オンラインによる出席含む

【出席者】 (政策会議室)  
市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長、市長公室長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長（代理）、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、浦和区役所区長、岩槻区役所区長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、総合政策監

(オンラインによる出席)  
西区役所区長、北区役所区長、大宮区役所区長、見沼区役所区長、中央区役所区長、桜区役所区長、南区役所区長、緑区役所区長

【議 題】 (1)パブリック・コメントの実施結果について  
(2)総合振興計画基本計画（改定）について  
(3)今後の工程について

### <議題説明(1)・(2)>

○事務局（都市経営戦略部）から、資料1及び資料2により、次のような説明があった。

(資料1)

- ・はじめに、本日の審議内容について説明する。
- ・資料2ページに記載のとおり、議題(1)として、先月実施したパブリック・コメントの結果について報告するとともに、「さいたま市総合振興計画 基本計画」（以下、「基本計画」という。）改定素案から修正を行う箇所について説明する。
- ・次に、議題(2)として、今回の本題でもある基本計画（改定）の最終的な確認をいただき、12月定例会に議案として提出することについて、承認をいただく流れを考えている。
- ・最後に、議題(3)として、議案提出後の主な工程について説明する。

(資料2)

- ・議題(1)パブリック・コメントの実施結果について、素案を修正する部分を中心に説明する。
- ・資料3ページに記載のとおり、基本計画（改定素案）のパブリック・コメントは、9月

25日から10月24日までの期間に実施し、19名から36件の御意見をいただいたところ。

- ・御意見の内訳としては、素案を修正するものが4件、素案のとおりとするものが32件となった。
- ・素案に反映しない32件の内訳については、資料の右側に4つに分類し記載している。
- ・①意見の趣旨が既に素案に含まれているものが11件、②意見の趣旨が今回の改定範囲外となるが、既に現行計画にその趣旨が含まれているものが3件、③具体的な取組等への意見であり、基本計画へはその反映が適当でないものが12件、④素案に賛同する旨の御意見等が6件であった。
- ・資料4ページに記載のとおり、パブリック・コメントの指摘を受けて素案を修正する4件の御意見について、説明する。
- ・項番1については、2つの都心地区の連携に関する部分となるが、御指摘を踏まえ「2つの都心」という表現に統一する。
- ・項番2については、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区の現状に、本庁舎移転整備にあわせた周辺のまちづくりを進めていくという内容を追記する部分だが、御指摘を踏まえて、併行してという意味合いの「併せて」に表記を修正する。
- ・項番3については、本庁舎が移転整備されるさいたま新都心周辺地区に、「行政機能」に関する記述の変更がないのは疑問であるという指摘である。総合振興計画において、「行政機能」とは、市役所を含め、埼玉県庁、埼玉県警察本部、裁判所など官公庁施設の機能の総称として整理をしているものであり、御指摘を踏まえ、さいたま新都心周辺地区には新たに「行政機能を担うとともに」という表現を追記し、広域行政機能については「国の」という表現を追記し、国の行政機関を指していることが明確となるよう修正する。
- ・また、浦和駅周辺地区については、埼玉県庁や埼玉県警察本部、裁判所など県の行政の中心地であり、市役所本庁舎移転後も地区の方向性としては、変わらず「行政機能を担う」ものと考えているが、県都としての行政機能を強調する形で、「県都としての」という文言を追記する修正とする。
- ・項番4については、第3部第9章第1節に新たに加えた施策である「4・にぎわいと交流を生む居心地のよい都市空間の形成」のタイトル部分について、御指摘のとおり修正する。
- ・パブリック・コメントに基づく修正事項に関する説明は以上であるが、その他パブリック・コメント全体については、本日参考2として一覧表を付しているのので、併せて参照いただきたい。

(参考1)

- ・引き続き、議題(2)基本計画(改定)について説明する。
- ・先ほど説明したパブリック・コメントにおける修正を反映させた計画書として、参考1「さいたま市総合振興計画 基本計画(改定)」を付している。
- ・本書をもって、12月定例会への提出議案としてよろしいかお諮りするもの。

### <意見・質問等>

なし

### <結果>

○議長から、提出議案「さいたま市総合振興計画 基本計画（改定）」の最終確認について発議され、了承された。

### <議題説明(3)>

○事務局（都市経営戦略部）から、資料3により、次のような説明があった。

（資料3）

- ・ 議題(3)今後の工程について、説明する。
- ・ 資料5 ページに記載のとおり、本日の推進本部会議の後、12 月定例会に議案として提出する。議案の審査については、都市経営戦略部において答弁等の審査対応を予定している。
- ・ 議決後の工程として、基本計画については、成果指標の現状値及び目標値の最終確認を行う。
- ・ 実施計画については、基本計画改定を踏まえた改定作業を行い、年明けの1月中旬に推進本部会議を開催し、実施計画改定案の素案に対する承認をお願いする予定。
- ・ 2月定例会において素案報告を行い、その後パブリック・コメントを実施し、所要の修正を行った後、令和5年度末の改定を目指していきたいと考えている。

### <意見・質問等>

なし

以 上